

兵庫県公報

平成26年 1月14日 火曜日 第 2559 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部改正（ビジョン課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	5
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	6
○ 地域森林計画の樹立及び一部変更（林務課）	6
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	7
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	7
○ 保安林の指定の予定通知（同）	8
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	12
○ 同 上（同）	13
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	13
○ 行政手続法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	14
警察本部公告	
○ 入札公告	14
○ 同 上	17

告 示

兵庫県告示第18号

平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部を次のように改正し、平成26年1月14日から施行する。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

本文中 「第3次兵庫県環境基本計画
ひょうご教育創造プラン
ひょうご農林水産ビジョン2020
兵庫県健康づくり推進プラン
兵庫県スポーツ推進計画
まちづくり基本方針」を「兵庫県環境基本計画
ひょうご教育創造プラン
ひょうご農林水産ビジョン
兵庫県健康づくり推進プラン
兵庫県スポーツ推進計画
まちづくり基本方針
ひょうご経済・雇用活性化プラン
ひょうご社会基盤整備基本計画」に改める。



兵庫県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
オカノ薬局本店	明石市大明石町1-7-4	有限会社オカノ薬局	平成25年10月29日
鷺尾皮フ科	同 市大明石町1-7-4 白菊グランドビル2F	鷺尾文郎	同 年11月1日
訪問看護ステーション遙	同 市魚住町清水2184-1	医療法人久仁会	同
フタツカ薬局大久保北店	同 市大久保町西脇679	株式会社セブタ	平成25年12月1日
溝口内科	同 上	溝口貴裕	同
きのした眼科	明石市西新町2-3-4 ベルクビル3F	木下藤成	同
新世薬局納店	洲本市納215	新世薬品株式会社	平成25年11月1日
あいりす薬局江原店	豊岡市日高町日置81-10	小林聖司	同 年12月1日
高瀬調剤薬局	加古川市野口町良野375-21	Yoriso株式会社	同 年11月1日
仁川眼科医院	宝塚市仁川北2-7-1-202	池田麻子	同 年9月13日
森外科	同 市平井5-1-40	医療法人社団森外科	同 年11月6日
なみき内科	同 市寿町8-24	並木充夫	同 年12月1日
近畿調剤宝塚寿町薬局	同 上	近畿調剤株式会社	同
医療法人社団仁晴会かとう 歯科医院	加東市家原字庄幸245-5	医療法人社団仁晴会	平成25年10月30日
高嶺診療所	赤穂郡上郡町大持202-2	医療法人社団豊寿会	同 月1日



兵庫県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変

更、廃止及び休止の届出があった。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
室井整形外科・心療内科	たつの市揖保町西構182	開設者名称	医療法人社団室井整形外科・心療内科	医療法人社団ほがらか会室井整形外科・心療内科	平成25年11月1日
ミナミ整形外科内科	神崎郡福崎町南田原2971-1	医療機関名称	ミナミ整形外科	ミナミ整形外科内科	平成24年11月29日

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
オカノ薬局本店	明石市大明石町1-5-25	有限会社オカノ薬局	平成25年10月28日
鷺尾皮フ科	同 市大明石町1-6-35 新納ビル3F	鷺 尾 文 郎	同 月31日
広田薬局スモト店	洲本市納215	有限会社広田薬局	同
高瀬調剤薬局	加古川市野口町良野375-21	高与株式会社	同
仁川眼科医院	宝塚市仁川北2-7-1-202	池 田 益 彦	平成25年9月12日
医療法人社団森外科胃腸科肛門科	同 市平井5-1-8	医療法人社団森外科胃腸科肛門科	同 年10月30日
菅原病院	赤穂郡上郡町大持202-2	医療法人社団豊寿会	同 年9月30日

3 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	休止年月日
さくら堂薬局	明石市大久保町森田110-10	株式会社メイ	平成25年10月1日



兵庫県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
明石二見居宅サービス事業所ラガール	明石市二見町西二見685-8	社会福祉法人弘道福祉会	訪問介護、介護予防訪問介護	平成25年10月15日
ケア・サポートおりむ21	同 市別所町16-33	特定非営利活動法人おりむ21	同 上	同 年11月1日

訪問看護ステーション 遙	同 市魚住町清水2184-1	医療法人久仁会	訪問看護、居宅療養 管理指導、介護予防 訪問看護、介護予防 居宅療養管理指導	同
ヘルパーステーション 夢	同 市野々上3-5-4 マ ンションセブン203号	有限会社夢土木	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成25年11月11日
フタツカ薬局大久保北 店	同 市大久保町西脇679	株式会社セブタ	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同 年12月1日
きのした眼科	同 市西新町2-3-4 ベ ルクビル3F	木 下 藤 成	同 上	同
プライム江井ヶ島ショ ートステイサービス	同 市大久保町江井島1693- 2	社会福祉法人山輝会	短期入所生活介護、 介護予防短期入所生 活介護	平成25年12月6日
新世薬局納店	洲本市納215	新世薬品株式会社	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同 年11月1日
アワジケアセンター	同 市桑間274-1	有限会社アワジケアセ ンター	訪問介護、居宅介護 支援、介護予防訪問 介護	同 月5日
医療法人昭圭会訪問看 護ステーションほほえ み	芦屋市陽光町3-21	医療法人昭圭会	介護予防訪問看護	平成25年9月1日
ニチイケアセンターい たみ	伊丹市大野3-134	株式会社ニチイ学館	小規模多機能型居宅 介護、介護予防小規 模多機能型居宅介護	同 年11月25日
かなやま歯科医院	同 市北伊丹8-251-1- 2F	金 山 徳 和	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同 年12月9日
高瀬調剤薬局	加古川市野口町良野375-21	Y o r i - s o i 株 式 会社	同 上	同 年11月1日
ツクイ宝塚安倉	宝塚市安倉南3-2-9	株式会社ツクイ	訪問入浴介護、介護 予防訪問入浴介護	同
樹楽宝塚売布	同 市売布1-10-16	株式会社砂屋	通所介護、介護予防 通所介護	平成25年12月1日
ポラリスリサーチ&ト レーニングセンター	同 市逆瀬川1-14-17 ジ ャルダン宝塚3番館1階	株式会社ポラリス	同 上	同
近畿調剤宝塚寿町薬局	同 市寿町8-24	近畿調剤株式会社	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同

J A兵庫南ケアセンター 一高砂	高砂市阿弥陀町北池102	兵庫南農業協同組合	訪問介護、居宅介護 支援、介護予防訪問 介護	平成25年9月1日
J A兵庫南デイふあ〜 みん高砂	同 上	同 上	通所介護、介護予防 通所介護	同
あすなる	宍粟市山崎町川戸743	特定非営利活動法人さ つき	同 上	平成25年11月1日
ひかりデイサービス上 岩	神崎郡神河町上岩187-2	株式会社ウィズライト	同 上	同 月11日



兵庫県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
訪問介護事業所高嶺の郷	赤穂郡上郡町大持202-2	事業所名称	訪問介護事業所ケ アメイト	訪問介護事業所高 嶺の郷	平成25年10月1日
指定居宅介護支援 事業所高嶺の郷	同 上	同 上	指定居宅介護支援 事業所ケアメイト	指定居宅介護支援 事業所高嶺の郷	同

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
リハビリデイサービス n a g o m i 明石東野 店	明石市東野町1887	株式会社セブンプラン ニング	通所介護、介護予防 通所介護	平成25年12月31日
有限会社アワジケアセ ンター	洲本市宇原587-3	有限会社アワジケアセ ンター	訪問介護、居宅介護 支援、介護予防訪問 介護	同 年11月4日



兵庫県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
丸 山 泰 平	ハッピーパル整骨院	明石市天文町2-4-3 美田ビル1F	平成25年12月15日



兵庫県告示第24号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年 1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成23年9月から平成25年2月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市阿万塩屋町の一部（阿万塩屋町Ⅲ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市阿万塩屋町の一部
- (5) 認証年月日
平成25年12月6日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成23年9月から平成25年2月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市賀集牛内の一部（賀集牛内山林部2）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市賀集牛内の一部
- (5) 認証年月日
平成25年12月6日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成23年10月から平成25年2月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市北阿万稲田南、新田北の一部（北阿万稲田南Ⅱ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市北阿万稲田南、新田北の一部
- (5) 認証年月日
平成25年12月6日



兵庫県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項及び同条第5項の規定により、揖保川地域森林計画を樹立し、加古川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更したので、次のとおり公表する。

なお、この計画の樹立及び一部変更は、平成26年4月1日からその効力を生ずるものとする。

平成26年 1月14日

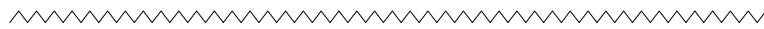
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 樹立及び一部変更した地域森林計画区及び公表場所

区分	計画期間	公表場所
揖保川地域森林計画の樹立	平成26年4月1日から 平成36年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民局姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林水産振興事務所

加古川地域森林計画の一部変更	平成24年4月1日から 平成34年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 神戸県民局神戸農林水産振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
円山川地域森林計画の一部変更	平成22年4月1日から 平成32年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

- 2 樹立及び一部変更年月日
平成25年12月27日



兵庫県告示第26号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成25年12月20日に次のとおり認可した。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 漁業権者
名 称 竹田川漁業協同組合
所在地 丹波市市島町上田448—1
- 2 漁業権番号
内共第9号
- 3 認可に係る変更の内容
第7条第3項を次のように改める。
3 前条に規定する特定漁場における遊漁料の額は、次表のとおりとする。

特定漁場名	漁具・漁法	遊漁料	
大杉ダム特定漁場	竿釣 (1人1本に限る)	1日	800円
		1年	6,000円

- 4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日
認可の日から施行する。



兵庫県告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
芦屋市奥山1の46（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町河本字冥加谷1の1、1の2、字森谷34の1、字貝原35の1、35の2、44の1、44の3、字奥畑47の1、字蛇喰51の4、51の1から51の3まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、但東町出合市場字カナツキ9の6、字城ヶ谷14の7（次の図に示す部分に限る。）、但東町日殿字妙谷11の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市関宮字横次208の2（次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市多々良木字灰原154の1、154の2、154の7
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市佐囊字不動橋216の1（次の図に示す部分に限る。）、215、216の3、216の16
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市岩津字堤171の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市物部字賀久志谷15の8（次の図に示す部分に限る。）、15の14

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市物部字寺加谷30の2・31の2・31の6・34の2・36の2・40の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、31の7、37の2、44の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第35号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市多々良木字松尾197から211まで、225
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇松尾198・206・207・211（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市佐囊字野尻山98の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市物部字賀久志谷15の8（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市物部字寺加谷30の2・31の2・31の6・34の2・36の2・40の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、30の5、64の2、69の2
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第39号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成26年1月6日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市東園田町6丁目

~~~~~  
**兵庫県告示第40号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間  
平成25年12月20日から平成26年3月31日まで
- 3 作業地域  
加東市全域

~~~~~  
兵庫県告示第41号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年11月18日から同年12月18日まで
- 3 作業地域
尼崎市長洲本通2丁目ほか

~~~~~  
**兵庫県告示第42号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成25年 1月15日から同年 3月29日まで
- 3 作業地域  
たつの市の一部

~~~~~  
兵庫県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 1月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 1月14日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 本郷東浜谷線	篠山市火打岩字中ノ坪134番から 同 市奥畑字井根床4番1まで	旧	5.0から 9.0まで	106.0	
		新	5.0から 9.0まで 5.0から 13.0まで	106.0 122.0	一部 予定地



兵庫県告示第44号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨北播磨県民局長から報告があった。

平成26年1月14日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 日時
平成26年1月23日（木）午後3時から午後4時まで
- 2 場所
加東市社字西柿1075—2 兵庫県社総合庁舎 3階301会議室
- 3 被聴聞者
 商号又は名称 有限会社関西リゾート
 代表者氏名 岡田 進
 事務所所在地 加東市横谷798—111
 免許番号 兵庫県知事(1)第350406号
 免許年月日 平成21年11月16日

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年1月14日

契約担当者
 兵庫県警察本部長 塩川 実喜夫

- 1 調達内容
 - (1) 購入物品及び数量
 平成26年度兵庫県警察本部車両用燃料の単価契約
 ア レギュラーガソリン 予定数量 110万リットル
 イ ハイオクガソリン 予定数量 66万リットル
 ウ 軽油 予定数量 8万リットル
 - (2) 購入物品の特質等
 購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納入期間
 平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）まで
 - (4) 納入場所
 落札者が提供できる兵庫県内及び兵庫県外に存する指定給油所のうち契約担当者が指定する給油所
 - (5) 入札方法
 上記(1)の物品について入札に付する。
 落札決定に当たっては、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、アに示す金額の合計をもって落札価格とするので、イに示す合計金額を入札書に記載すること。
 ア レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額と、軽油については、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税額分を減じた額の100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額の合計。

イ レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額と、軽油については見積もった契約希望金額から軽油引取税額を減じた額の108分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額の合計。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部装備課 担当 大木

電話 (078) 341-7441 内線2344

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成26年1月14日（火）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前10時から午後5時まで
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成26年2月24日（月）午後1時00分
神戸市中央区下山手通5丁目1番16号 パレス神戸3階 小会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成26年2月21日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年2月20日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に要求される義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、県内の各地区ごとに最低必要数の給油所を確保でき、かつ神戸、阪神、東播及び西播の各地区ごとに最低1箇所の休日営業が確保できる等を確認するために「給油所保

有（設置）一覧表」を提出すること。

イ 国内全都道府県に臨時給油所の設定が可能であることが確認できる書類を提出すること。

ウ ガソリン供給能力の確保のために石油元請会社の「特約店証明書」等を提出すること。

エ 納入しようとするガソリン等の品質を証明するために「品質証明書」を提出すること。

オ 上記アからエまでの証明書等は平成26年1月28日（火）までに提出すること。

カ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからエまでの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、前記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成26年2月21日（金）午後5時までに、前記3(1)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成26年4月1日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Products to be purchased:

a. Regular gasoline Approx. 1,100,000 liters

b. High-octane gasoline Approx. 660,000 liters

c. Light oil Approx. 80,000 liters

(3) Delivery period:

From April 1, 2014 to March 31, 2015

(4) Delivery places:

The designated place by Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(5) Deadline for the application forms:

17:00 January 28, 2014

(6) Deadline for bidding:

17:00 February 21, 2014 by mail

13:00 February 24, 2014 by direct delivery

(7) Secretariat:

Ms. Ogi, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078)341-7441 Ext. 2344



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年1月14日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩川 実喜夫

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

平成26年度兵庫県警察車両のタイヤ及びチューブの購入並びに兵庫県警察本部車両のタイヤ組替え及びパンク修理の単価契約

ア	タイヤ	予定数量	4,730本
イ	チューブ	予定数量	640本
ウ	タイヤ組替え(普通車)	予定数量	3,350本
エ	タイヤ組替え(大型車)	予定数量	400本
オ	パンク修理	予定数量	50本

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

平成26年4月1日(火)から平成27年3月31日(火)まで

(4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部装備課 担当 大木
電話 (078) 341-7441 内線2344

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成26年1月14日（火）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前10時から午後5時まで

- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成26年2月24日（月）午後1時30分
神戸市中央区下山手通5丁目1番16号 パレス神戸3階 小会議室

- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成26年2月21日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年2月20日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に要求される義務
ア この一般競争に参加を希望する者は、四輪及び二輪（原付）については、警察本部及び各警察署ごとの近隣に営業所等を、白バイについては、地区ごとに最低1箇所営業所等を確保し、その一覧表を「営業所及びメンテナンス業者保有（設置）一覧表」で作成し提出すること。
イ タイヤ及びチューブの出荷能力があることを証明する「特約店証明書」等を提出すること。
ウ 納入しようとするタイヤ等の品質が分かる資料「カタログ」等を提出すること。
エ 上記アからウまでの証明書は平成26年1月28日（火）までに提出すること。
オ 入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからウまでの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件
ア 入札書は、前記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成26年2月21日（金）午後5時までに、前記3(1)の場所に必着のこと。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成26年4月1日（火））までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 (ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者
コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した車両用タイヤ・チューブを納入、タイヤ交換及びパンク修理ができると契約当事者が判断した入札者であって財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Products to be purchased:

a. Tires for vehicles	Approx. 4,730
b. Inner tubes	Approx. 640
c. Changing tires(Standard sized car)	Approx. 3,350
d. Changing tires(Large sized car)	Approx. 400
e. Repairing flat tires	Approx. 50

(3) Delivery period:

From April 1, 2014 to March 31, 2015

(4) Delivery places:

The designated place by Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(5) Deadline for the application forms:

17:00 January 28, 2014

(6) Deadline for bidding:

17:00 February 21, 2014 by mail

13:30 February 24, 2014 by direct delivery

(7) Secretariat:

Ms. Ogi, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2344